

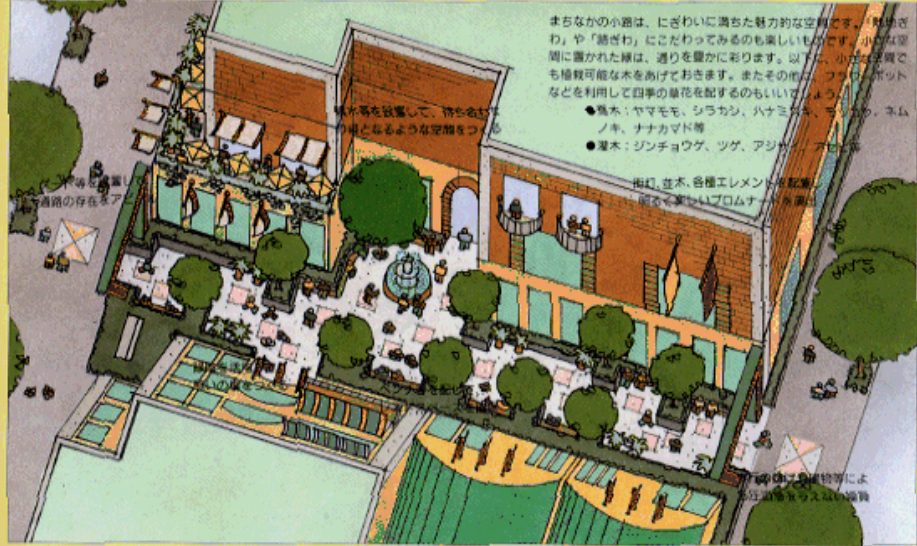
景観づくりへの支援①	
景観づくりの方向性	景観創造の支援
制度名	都市空地景観整備事業補助金制度
所在地	埼玉県大井町
主体	行政
目的	民間による景観に配慮した事業に対する助成（補助金）
内容	<p>○内容説明</p> <p>本補助制度は、「大井町みどりの条例」（昭和49年制定）に基づくものです。町では、緑と景観のための支援制度として、緑を積極的に取り入れたり、保存しようとする町民の方々のために補助制度を設けています。本制度の目的は、町のにぎわいや新しい魅力を生み出すためにつくられた制度です。民間の敷地とを利用して公開空地や歩行者通路等の整備を行う場合に補助金を交付します。</p> <p>1. 補助制度の説明</p> <h2 style="text-align: center;">「都市空地景観整備事業補助金制度」をご利用下さい</h2> <p style="text-align: center;">大井町では、民間の敷地を利用して公開空地や歩行者通路等の整備を行なう場合に補助金を交付しています。これは、街のにぎわいや新しい魅力を生み出すためにつくられた制度です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>■事業名(補助対象となる事業の内容)</b></p> <p>①公開空地整備事業(タウンスクエア整備事業) 民有敷地内の建築物整備に合わせて、道路に面した部分に公開空地を確保し、その整備を行なう事業</p> <p>②通り抜け通路整備事業(スループロック整備事業) 民有敷地内に公衆の道のように通り抜けできる通路(歩行者通路、緑道)を確保してその整備を行い、通行の至便性を図るとともに街に新たな魅力をつくりだす事業</p> <p><b>■対象となる地区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○歩行者と車両が錯綜する都市の中心部で、にぎわいが確保できる地区</li> <li>○街の顔ともなりうるシンボリックな施設であり、かつ整備効果が期待できる地区</li> <li>○公共施設と一体となった良好な街かどが整備できる地区</li> <li>○街の景観の向上に多大な効果が期待できる地区</li> </ul> <p><b>■補助の対象となる事業の要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業規模が概ね500㎡以下のもの</li> <li>○公開空地の規模が有効開発面積の20%以内のもの</li> <li>○全面道路に沿って公開空地を設ける場合は、その幅員は2.0mを標準とする</li> <li>○通り抜け道路整備事業における道路の幅員は、原則として3.0m以上とする。尚、歩道は車椅子の通行を考慮した形態とする</li> <li>○開発行為等に基づき公共提供公園を設置する場合は、公開空地あるいは通り抜け通路のいずれかと隣接していること</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>■補助の対象となる施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○植栽、舗装、街具、照明、その他町長が必要と認めるもの(彫刻、オブジェ等)</li> </ul> <p><b>■補助金の額</b></p> <p>補助金は、補助対象施設を整備するのに必要な費用の合計額の1/2に相当する額の範囲内で、かつ100万円を限度とします。</p> <p><b>■補助金交付の受付の手順</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①事前協議 申請日の60日前までに事前協議を完了して下さい。</li> <li>②補助金の申請 規定に基づいた申請書類を作成して下さい。</li> <li>③決定通知 審査の結果、補助事業として採択されたときは、決定通知書により内示・通知されます。</li> <li>④変更・中止する場合 変更を生じた場合または中止する場合には、報告し承認を得て下さい。</li> <li>⑤完了の届出 完了時に実績報告書を提出し、町の検査を受けて下さい。</li> <li>⑥補助金の請求 検査を受けた後、補助金を請求して下さい。</li> </ol> </div> </div>

1. 補助事業事例説明図

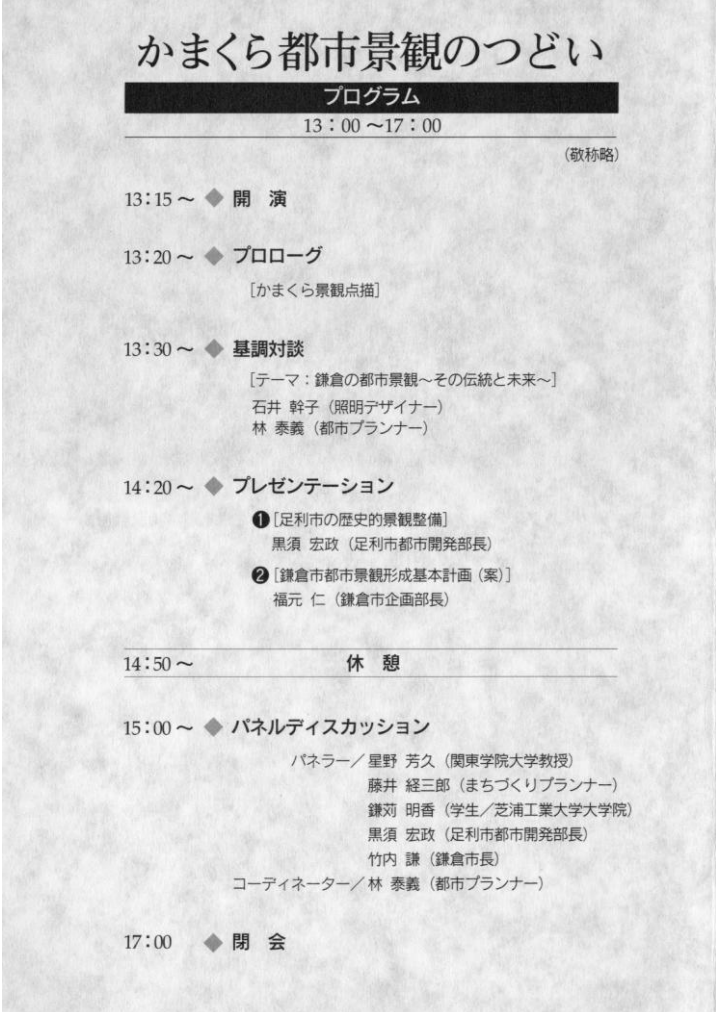
□タウンスクエア整備事業計画例



□スルーフロック整備事業計画例



(出典：Oimachi Scenery Plan—緑と潤いの町を目指して—(大井町発行))

景観づくりへの支援②	
景観づくりの方向性	景観に関する啓発
事業名	景観づくりに関する啓発事業
所在地	神奈川県鎌倉市
主体	行政
目的	市民、事業者に景観づくりに関する関心を高めてもらうため。
内容	<p>・市民、事業者に景観に関する意識を高めてもらうために開かれたシンポジウムで、有識者による基調講演や、景観づくりに関する計画のプレゼンテーションや、パネルディスカッションなどが行われました。</p> <p>・現在は、新たに景観に関する「親子セミナー」が行われています。今後は景観づくりに功労のあった方に対する表彰と合わせて、より幅広い市民を対象としたシンポジウムや景観づくりの出前講座ができないか検討中です。</p> <p>2. シンポジウムのプログラム</p>  <p>(出典：かまくら都市景観のつどい（鎌倉市発行））</p>